

# 重要事項説明書

(指定通所介護サービス)

- 1 事業者名称 社会福祉法人 緑陽会
- 2 代表者 理事長 南雲 敏彦
- 3 主たる事務所の所在地 〒370-2456  
群馬県富岡市上小林47番地  
(TEL) 0274-60-2811
- 4 事業所の名称 デイサービスセンター グリーンハイツ  
介護保険事業所番号 1071000499  
所在地 〒370-2321  
群馬県富岡市岡本1033番地1  
(TEL) 0274-62-1118  
(FAX) 0274-62-1114  
サービスの種類 通所介護
- 5 事業の目的  
デイサービスセンター グリーンハイツ (以下「当事業所」という) が行う指定通所介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所で指定通所介護の提供にあたる者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とします。
- 6 運営方針  
要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに利用者ご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。
- 7 営業日及び営業時間
  - ・ 営業日は月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日とする。
  - ・ 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとします。
  - ・ 定休日は、日曜日と木曜日及び年始(1月1日から1月3日まで) とします。
  - ・ サービス提供時間は、午前8時40分から午後4時30分までとします。

## 8 利用定員

利用定員は、20名です。

## 9 事業所の職員体制

職 種	資 格	員 数	職 務 内 容
管 理 者	介護福祉士	1名	従業員・事業の一元的管理と必要な指揮命令
生活相談員	介護福祉士 その他	1名以上	利用者の心身状況把握・相談援助
介護職員	介護福祉士 その他	2名以上	利用者の介護援助 相談及び支援
看護職員	看護師 准看護師	1名以上	利用者の看護援助 保健衛生の支援
機能訓練指導員	看護師 准看護師	1名以上	利用者の機能訓練の考案・実施

## 10 サービスの内容

在宅で虚弱、障害を持った利用者には各種サービスを提供し、利用者の社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上等を図ります。また、介護しているご家族の身体的、精神的な負担軽減を図ることを目的としています。

- ①入浴サービス    ②給食サービス    ③送迎サービス    ④健康チェック  
⑤生活指導（相談援助等）    ⑥日常動作訓練    ⑦介護サービス    ⑧介護方法の指導  
⑨その他利用者に対する便宜の提供

### 11 サービス利用料金

別紙1のとおりです。

### 12 通常事業の実施地域

通常事業の実施地域は、富岡市及び甘楽町（秋畑地区を除く）・下仁田町（西牧地区を除く）の区域とします。

### 13 サービスの利用方法

当事業所の職員がお伺いし契約を締結した後に、サービスの提供を開始します。

### 14 秘密の保持

(1) 当事業所の従業者には、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない事を徹底しています。

(2) 当事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

(3) サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとします。

## 1.5 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担 当 管理者 五十嵐 浩次 電話番号 0274-62-1118 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで 受 付 日 月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日 (日曜日と木曜日及び 1 月 1 日から 1 月 3 日までを除く)
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	群馬県国民健康保険団体連合会	電話番号 027-290-1323
	富岡市役所高齢介護課・福祉課	電話番号 0274-62-1511
	甘楽町役場介護保険係・福祉係	電話番号 0274-74-3131
	下仁田町役場介護係・福祉係	電話番号 0274-82-2111

## 1.6 身体拘束

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむをえない場合は、当事業所管理者が判断し、記録の記載をするなど、適正な手続きにより身体拘束その他行動の制限を行うことがあります。

## 1.7 緊急時における対応方法

サービス提供者は、居宅サービスの提供中に、利用者の病状の急変その他緊急事が生じた時は、速やかに家族等や主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。

## 1.8 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で居宅サービスの提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに家族等、関係市町村等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故拡大の防止など必要な措置を講じます。また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意を持って速やかに損害賠償を行います。

## 1 9 介護サービス情報の公表

当事業所は、介護保険法の定めるところにより、年1回、県に対してサービス内容の公表を行っています。

公表内容は、下記のホームページで閲覧できます。

介護事業所・生活関連情報検索「介護サービス情報公表システム」

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/10/>

## 2 0 外部評価

第三者による外部評価については、実施しておりません。

## 2 1 その他

記載されていない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところにより、利用者又はその家族とともに当事業所が誠意をもって協議し、決定することとします。

(別紙1) 通所介護サービス料金表 (R6年6月より)

1. 介護保険給付の対象費用

1回あたりの所要時間	介護度	基本料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
3時間以上 4時間未満	要介護1	3,700円	370円	740円	1,110円
	要介護2	4,230円	423円	846円	1,269円
	要介護3	4,790円	479円	958円	1,437円
	要介護4	5,330円	533円	1,066円	1,599円
	要介護5	5,880円	588円	1,176円	1,764円
4時間以上 5時間未満	要介護1	3,880円	388円	776円	1,164円
	要介護2	4,440円	444円	888円	1,332円
	要介護3	5,020円	502円	1,004円	1,506円
	要介護4	5,600円	560円	1,120円	1,680円
	要介護5	6,170円	617円	1,234円	1,851円
5時間以上 6時間未満	要介護1	5,700円	570円	1,140円	1,710円
	要介護2	6,730円	673円	1,346円	2,019円
	要介護3	7,770円	777円	1,554円	2,331円
	要介護4	8,800円	880円	1,760円	2,640円
	要介護5	9,840円	984円	1,968円	2,952円
6時間以上 7時間未満	要介護1	5,840円	584円	1,168円	1,752円
	要介護2	6,890円	689円	1,378円	2,067円
	要介護3	7,960円	796円	1,592円	2,388円
	要介護4	9,010円	901円	1,802円	2,703円
	要介護5	10,080円	1,008円	2,016円	3,024円
7時間以上 8時間未満	要介護1	6,580円	658円	1,316円	1,974円
	要介護2	7,770円	777円	1,554円	2,331円
	要介護3	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	要介護4	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
	要介護5	11,480円	1,148円	2,296円	3,444円

\*この料金は居宅サービス計画に沿って次のサービスを行った場合、左記単位数に加算されます。

区分	項目	利用者負担額	1割	2割	3割
加算	入浴介助加算(Ⅰ)	40単位/日	40円	80円	120円
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位/回	18円	36円	54円
	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	所定単位×64/1000			

\*以下の要件を満たす場合、左記単位数に減算されます。

区分	項目	利用者負担額	1割	2割	3割
減算	同一建物減算	-94単位/日	-94円	-188円	-282円
	送迎減算	-47単位/片道	-47円	-94円	-141円

2. 介護保険給付の対象外費用

項目	利用者負担額		
食費	朝食	300円	
	昼食(副食)	600円	
	夕食	480円	
通常実施地域外送迎	1km当たり	20円	
オムツ	紙オムツ	1枚	100円
	尿取りパット	1枚	25円
	リハビリパンツ	1枚	200円